

家族みんなの歯の健康は妊婦歯科健康診査から！ 横浜市と横浜市歯科医師会が 妊娠期からの母子歯科口腔保健の推進に関する連携協定を締結

妊娠中から、歯の健康に関する正しい知識を持ち、市民一人ひとりが主体的に予防の取組を行うことは、妊婦だけでなく、生まれてくる赤ちゃんや家族の生涯にわたる健康増進につながり大変重要です。

そこでこの度、横浜市と一般社団法人横浜市歯科医師会（会長杉山紀子。以下「横浜市歯科医師会」）は、妊娠期からの『母子歯科口腔保健の推進に関する連携協定』を締結し、妊婦と乳幼児、その家族の健康増進に向けて、妊婦歯科健康診査の受診率の向上および保健指導の充実など、健康診査の質の向上等に取り組んでいきます。

さらに、子どもたちが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子歯科口腔保健の取組を通じた児童虐待の防止等についても両者で連携して進めていきます。

経緯

横浜市歯科医師会は、これまで妊婦歯科健康診査、乳幼児歯科健診を始め、学校歯科保健、歯周病検診等を通じて、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関わってきました。

この度、「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」が4月1日に施行されたことを契機として協定を締結し、両者で連携して、ライフステージの出発点となる妊婦歯科健康診査を始めとする母子歯科口腔保健について取組を強化していくことになりました。

協定による連携事項

- 1 母子歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進に関すること
- 2 母子歯科口腔保健に関する事業の質の向上に関すること
- 3 妊娠中から乳幼児期の母子とその家族に対する歯科疾患の予防および口腔機能の健全発育と維持に向けた普及啓発に関すること
- 4 地域における母子歯科口腔保健の推進に関すること

※ 母子歯科口腔保健とは

妊婦中から乳幼児期の母子とその家族の歯科疾患の予防と口腔の機能を守り、また育てることにより、生涯にわたる健康づくりを推進する取組です。

※ 妊婦歯科健康診査とは

母子健康手帳交付時に、妊婦歯科健康診査受診券を配布しています。受診券を利用し、実施医療機関において妊娠中に1回、無料で歯科健診が受けられます。
妊婦歯科健康診査の受診率 36%（30年度）



お問合せ先

横浜市子ども青少年局子ども家庭課	親子保健担当課長 丹野久美	TEL045-671-4286
一般社団法人 横浜市歯科医師会	事務局	TEL045-681-1553

協定に基づく主な取組内容

本年度は、妊婦歯科健康診査の受診率の向上や質の向上に向けて、市民啓発やアンケートを実施します。また、乳幼児健診や地域の子育て交流の場などで、親子で取り組む歯の健康づくりの普及啓発に連携して取り組みます。

▶妊婦歯科健康診査の受診率の向上に向けて

- ・ 妊婦とこどもの歯の健康キャラクター「めばえちゃん」による啓発活動
- ・ 妊娠中から始める歯みがき啓発のための動画の作成

▶妊婦歯科健康診査の質の向上に向けて

- ・ 4か月児健康診査でのアンケートの実施
- ・ 妊婦歯科健康診査等の実施医療機関研修の充実

▶地域における歯科口腔保健の推進に向けて

- ・ 地域の子育て交流の場等での講演会
- ・ 医療的ケア児への訪問診療等の取組
- ・ 歯科医師会診療所における児童虐待の予防・早期発見
- ・ 行政と歯科医療機関の情報共有の推進

妊婦とこどもの歯の健康キャラクター

めばえちゃん



お母さんとおなかの赤ちゃんの生涯にわたる健康を願って、横浜市歯科医師会が作成しました。

歯科口腔保健を通じた市民の生涯にわたる健康の増進

妊娠期

乳幼児期

学齢期

成人期

高齢期

妊婦歯科健康診査

乳幼児歯科健診
保育所入所児歯科健診

学校歯科保健

歯周病予防教室
歯周病検診

介護予防
在宅歯科医療



妊婦歯科健康診査は、お母さんのためだけでなく、赤ちゃんや家族の生涯にわたる健康づくりのスタート地点として大変重要です。



公益力 共益力 組織力

(一社) 横浜市歯科医師会

横浜市歯科医師会は「歯科医療の質の向上につとめ、横浜市で暮らすすべての人びとの生涯にわたり、歯と口腔の健康を守ることをとおして生きる力を支え、健康長寿社会よこはまの実現を目指す」ことを理念とし活動する団体です。

横浜市と一般社団法人横浜市歯科医師会との母子歯科口腔保健の推進に関する連携協定

横浜市（以下「市」という。）と一般社団法人横浜市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、相互の連携を強化し、乳幼児の健全育成ひいては市民の生涯にわたる健康づくりに資するため、次のとおり、妊娠中から乳幼児期の母子とその家族に対する歯科口腔保健の推進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 市及び歯科医師会は、妊娠中から乳幼児期の母子とその家族に対する歯科口腔保健（以下「母子歯科口腔保健」という。）に関し、前文の目的を達成するため、次の各号に定める事項について、連携し協力する。

- （1） 母子歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進に関すること
- （2） 母子歯科口腔保健に関する事業の質の向上に関すること
- （3） 妊娠中から乳幼児期の母子とその家族に対する歯科疾患の予防および口腔機能の健全発育と維持に向けた普及啓発に関すること
- （4） 地域における母子歯科口腔保健の推進に関すること
- （5） その他、目的を達成するために必要なこと

2 市及び歯科医師会は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、市及び歯科医師会合意の上、決定する。

（協定の期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日が属する年度の年度末とする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、市または歯科医師会のいずれからも解約の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後も同様の扱いとする。

（協定の見直し）

第3条 市または歯科医師会のいずれかが、本協定の変更を申し出た時は、その都度協議の上、合意により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 市及び歯科医師会は、本協定に基づく連携事項の検討・実施等の活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、市及び歯科医師会は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、歯科医師会それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月16日

神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長 林 文子

神奈川県横浜市中区相生町6丁目107

一般社団法人横浜市歯科医師会

会長 杉山 紀子